

2 - 横浜市立大豆戸小学校 PTA 規約の改定

- ・運営委員会の構成を変更（第15条）
- ・上記変更のため施行期日を変更（第23条）

旧	新
<p>第15条（運営委員会の構成） 運営委員会は、役員、各常置委員の正・副委員長、副校長、校長をもって構成される</p>	<p>第15条（運営委員会の構成） 運営委員会は、役員、各常置委員の正・副委員長（または委員長から委任を受けた代理の者1名以上）、副校長、校長をもって構成される</p>
<p>第23条（施行期日） 規約は昭和55年12月15日より実施する。 昭和57年5月26日 一部改正（第22条） 昭和58年3月16日 一部改正（第5条） 昭和61年3月13日 一部改正（第24条） 昭和62年3月12日 一部改正（第5条） 平成 2年3月 一部改正（第5条） 平成 4年3月12日 逐条 平成11年3月 2日 一部改正 平成15年2月27日 一部改正 平成18年2月28日 一部改正 平成19年3月 7日 一部改正（第17条） 平成20年3月 6日 一部改正（第9条） 平成22年3月 5日 一部改正（第17条） 平成26年3月 3日 一部改正（第7条、第11条の2、第12条、第18条） 令和元年5月17日 一部改正（第13条） 令和3年3月12日 一部改正（第9条）</p>	<p>第23条（施行期日） 規約は昭和55年12月15日より実施する。 昭和57年5月26日 一部改正（第22条） 昭和58年3月16日 一部改正（第5条） 昭和61年3月13日 一部改正（第24条） 昭和62年3月12日 一部改正（第5条） 平成 2年3月 一部改正（第5条） 平成 4年3月12日 逐条 平成11年3月 2日 一部改正 平成15年2月27日 一部改正 平成18年2月28日 一部改正 平成19年3月 7日 一部改正（第17条） 平成20年3月 6日 一部改正（第9条） 平成22年3月 5日 一部改正（第17条） 平成26年3月 3日 一部改正（第7条、第11条の2、第12条、第18条） 令和元年5月17日 一部改正（第13条） 令和3年3月12日 一部改正（第9条） 令和4年3月 5日 一部改正（第15条）</p>